

占める シェア (%)	2.8	1.7	0.1	1.4	1.7	1.1	1.1	0.6	0.6	0.4
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

注1 採卵鶏は、1,000羽以上が調査対象
注2 ブロイラーは農林水産省「畜産物流統計」より

2. 家畜排せつ物の発生状況

本県における家畜排せつ物の発生量を推計すると(表2)のとおりである。

今後、これらの家畜排せつ物の適正処理が本県畜産業の発展にとっては、必要不可欠なこととなる。平成10年2月1日現在において適正処理が行われている割合は約75%程度と推計している。今後は、残りの25%が適正処理されるよう全県を上げて取り組むこととしている。

表2 家畜排せつ物の発生量(平成10年度)
(単位:千トン)

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	合計
数量	593	394	260	53	24	1,324
比率	44.8%	29.8%	19.6%	4.0%	1.8%	100.0%

注1:畜産課調べ

3. 家畜排せつ物適正処理へ向けての取組

本県において、家畜排せつ物の適正処理を図るため、

1.) リーフレット、ホームページ等による「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の趣旨等の周知、
2.) 畜保健衛生所、農業改良普及センター、市町村、JA等からなる「家畜排せつ物適正処理支援チーム」により家畜排せつ物の適正処理、堆肥の利用に関する個別農家への巡回支援、
3.) 畜産農家からの相談に迅速に対応するため県、県出先機関等への「家畜排せつ物適正処理及び利用促進相談窓口」の設置
4.) 堆肥生産利用促進研修会の開催、
5.) 長野県堆肥生産利用促進協議会の設置などを、平成12年度から取り組んでいるところである。

ここでは、特に長野県堆肥生産利用促進協議会の設立からの活動内容について説明する。

4. 長野県堆肥生産利用促進協議会の設立

(1) 設立契機

「環境」は現代社会を表す上でも欠くことのできないキーワードとなっており、近年では、家庭ゴミの分別収集も定着してくるなど地域住民の関心は極めて高くなっている。

この様な中、昨年7月には「食料・農業・農村基本法」の基本的な方向のひとつとして「農業の自然循環機能の維持増進」を図るための具体的な施策を推進する法律として、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」及び「肥料取締法の一部を改正する法律」のいわゆる「環境三法」が制定された。

畜産業においては従来にも増して環境改善に取り組むことが求められており、今後の畜産業の健全な発展のためには、家畜排せつ物の適切な管理と、堆肥化による円滑な利用が必要となった。

しかし、現状では、堆肥の余っている地域と逆に足りない地域があるなど需要と供給にアンバランスが生じているのが現状である。

このため、家畜排せつ物等の適正な処理と堆肥の有効利用により、環境と調和のとれた農業生産を確保するため、堆肥の生産者のみならず流通に携わっている者、そして利用者が一体となって「長野県堆肥生産利用促進協議会」を設立することとした。

8月30日には、設立準備会の検討をもとに、「長野県堆肥生産利用促進協議会」を設立した。

設立の過程での検討事項は次のとおりである。

名称については、畜産サイドからのみ考えると堆肥の生産という視点が強調されがちであるが、堆肥を有効に利用し、農業生産に生かすことが必要であることから、「利用」という言葉も入れ「長野県堆肥生産利用促進協議会」とした。

会員については、名称からも理解いただけるように、堆肥センター、JA関係者のみならず、流通に係る民間関係者の協力をいただくこととして、全国肥料商連合会長野県部会の会員の皆さんにもご加入いただくこととした。また、農家を構成員とする、長野県農業経営者協会、長野県農業士協会等の参加もいただいた。

事業内容は、今後の事業展開も予測し、広く行うこととした。

組織の会長は(社)長野県畜産会常務理事を会長に、幹事会、事務局を置き推進に当たることとした。

(2) 設立過程

県段階において関係機関・団体との意見調整を実施し、協議会設立に向け設立準備委員会を開催した(図3)。設立準備委員会の構成員は、(社)長野県畜産会、県(畜産課、農業技術課、園芸特産課)JA長野中央会、JA長野経済連とし、運営方針、活動内容について検討を行ってきた。

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
組織体制の検討	●————●										
関係機関等への趣旨説明	●	————							●		
参加する堆肥センター、流通関係者等の把握						●	————		●		
設立準備会の開催								●			
県協議会の開催									●		
活動計画策定							●	————		●	
事業実施									●	————●	

図3 協議会設立までの主なスケジュール



協議会設立 開会のあいさつ(畜産会松尾常務)



協議会設立時の出席者



堆肥生産利用促進研修会



堆肥情報交換会

5. 長野県堆肥生産利用協議会の概要

(1) 概要

長野県堆肥生産利用促進協議会においては、堆肥の生産、流通、利用に係わる者が主体的な取り組みにより、堆肥製造技術向上、堆肥の流通・利用のための需給調整、会員相互の情報交換、その他必要な事項等について推進することとしている。

特に堆肥生産者と利用者との需給を調整し、円滑な流通を促進することは重要で、このシステムづくりにまず取り組むこととしており、現在検討中である。

(1) 会員

堆肥センター、長野県養豚経営者会議、JA、全国肥料商連合会長長野県部会及び会員会社、長野県農業経営者協会、長野県農業士協会、長野県農業法人協会、JA長野中央会、JA長野経済連、(社)長野県畜産会等となっており、10月末現在の会員数は199会員となっている。

(2) 事業の具体的内容

1.) 研修会、講習会の開催

家畜排せつ物の適正処理や堆肥の利用促進と有効利用について、耕種農家との連携のもと研修会等を開催する。

2.) 需給調整、情報交換

需給調整の手法については、事務局を中心として現在検討中であるが、インターネットや他のシステムを有効に活用し、県内の畜産農家と耕種農家間の堆肥の需給について円滑な仕組みとすることとしている。情報交換については、堆肥生産者リストや堆肥カタログ等の作成により堆肥の製造、流通、利用に係る者間の円滑な情報交換に努めることとしている。

3.) 会員相互の交流促進

会員名簿の作成等により会員間の交流を促進する。

(3) 組織等

会長

(社)長野県畜産会 常務理事

幹事会

長野県農業会議、JA長野中央会、JA長野経済連、(社)長野県畜産会、臼田町、四賀村、みなみ信州農業協同組合、須高農業協同組合、全国肥料商連合会長長野県部会、県(農業技術課、園芸特産課、畜産課等)

事務局

(社)長野県畜産会

6. おわりに

以上のように「長野県堆肥生産利用促進協議会」は産声を上げたところである。

今後、この協議会を中心に本県の家畜排せつ物の適正処理を図り、本県の畜産発展ひいては農業の発展を目指すことになる。協議会が発展し目的を達成するためには、会員ひとりひとりの大きな努力と、畜産関係者や耕種農家の暖かい支援が必要である。